



島根県報

令和6年3月26日（火）

号外第30号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第217号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	横田多里線	仁多郡奥出雲町大呂1996番2地先から同番60地先まで	メートル 126.49	令和6年 3月26日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町大呂1996番44地先から同地先まで	56.25	令和6年 3月26日		